



### 「漁業取締本部」の看板の設置

(看板右から齋藤農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、野中農林水産大臣政務官、上月農林水産大臣政務官、  
看板左から長谷水産庁長官、橋本東光丸船長、上津原白竜丸船長、山口水産庁次長)

(写真提供：水産経済新聞社)

## CONTENTS

「漁業取締本部」の設置について.....	2
	水産庁漁業取締本部
平成29年の外国漁船取締について.....	5
	水産庁漁業取締本部
平成30年1月分のプレスリリース.....	8

## 「漁業取締本部」の設置について

水産庁漁業取締本部

### 1. 背景

近年、我が国周辺水域における外国漁船による違法操業の問題は、我が国漁船の操業に支障を来すばかりでなく、社会的に大きな注目を集めており、水産庁の漁業取締体制の強化を図ることが喫緊の課題となっております。このような課題に適切に対処するため、今般、水産庁長官を本部長とする水産庁漁業取締本部を平成30年1月15日に設置しました。

### 2. 組織整備の内容

水産庁においては、漁業取締関連業務を担う部署が複数存在し、これらを一元的に統括する組織体制となっていない

### 「漁業取締本部」の設置

- ①水産庁長官を本部長とし、漁業取締りに関連のある業務を担う部署の長を集約した「漁業取締本部」を設置
- ②漁業取締本部の地方支部として、各漁業調整事務所に「漁業取締本部支部」を設置
- ③本部の事務を担う組織として、「漁業取締管理室」（管理課指導監督室を改組）を設置  
→水産庁長官による一元的な指揮命令系統の下、本部長直属の漁業取締業務組織の明確化を図る

- 資源管理や漁業調整、国際交渉等の水産情勢を総合的に判断し、迅速な意思決定を行うとともに、関係職員へ速やかに浸透・徹底
- 対外発信体制の強化を通じた国民の理解の増進



## 齋藤農林水産大臣訓示

近年、我が国周辺水域における外国漁船の違法操業は、悪質化・巧妙化・広域化が進むとともに、大和堆周辺水域における北朝鮮漁船等による違法操業により、これまでになく大きな注目を集めています。このような漁業取締りをめぐる状況の変化に対応し、我が国漁業者が安心して操業できるよう、違法外国漁船に対し毅然として対応していくことが求められています。

あわせて、資源管理及び漁業秩序の維持を図る観点から、操業ルールの遵守を徹底していくことが不可欠です。このため、漁業取締関連業務を行う組織の指揮命令系統を一元化し、迅速かつ強力に対応できるようにするため、この度水産庁長官を本部長とする漁業取締本部を設置することといたしました。

実際の取締りの最前線で活躍している漁業取締船の船長を始め、漁業取締業務に関わる職員は、今後、本部長の下一丸となって、資源の適切な管理とともに、漁業者の安全操業の確保に万全を期すべく、漁業取締業務に全力を挙げて取り組んでいただくよう指示します。

外国漁船の違法操業を始め、我が国周辺海域では様々な問題が生じている中、漁業取締本部長たる水産庁長官の指揮監督の下、本部関係職員は、一丸となって漁業取締りの効果を一層発揮させるため、しっかりと取り組んでいくこととなります。



漁業取締本部第1回会合にて訓示を行う齋藤農林水産大臣  
(写真は農林水産省Webサイトから)

#### 4. 「漁業取締本部」の看板の設置

平成30年1月15日(月曜日)午後4時45分頃から、農林水産省8階において、「漁業取締本部」の看板の設置が行われました。



「漁業取締本部」の看板の設置。  
(左2人目から齋藤農林水産大臣、磯崎農林水産副大臣、  
野中農林水産大臣政務官、上月農林水産大臣政務官)  
(写真は農林水産省Webサイトから)

## 平成29年の外国漁船取締について

水産庁漁業取締本部

### 1. 我が国周辺水域における外国漁船の操業と漁業取締り

我が国の排他的経済水域（EEZ）には、ロシア等との二国間協定に基づき外国漁船が入漁し、操業を行っています。

水産庁では、こうした漁船に対して立入検査を行い、魚倉内の漁獲物、操業日誌、漁具等を確認することにより許可条件の遵守を確認しています。

また、多数の外国漁船が我が国のEEZ境界線の外側付近で操業しているため、我が国政府の許可なく我が国のEEZで操業を行うことのないよう、境界線付近で監視を行っています。

### 2. 外国漁船に対する取締りの状況

(1) 外国漁船による違法操業は、無許可操業や漁獲量の操業日誌への過小記載など、悪質化、巧妙化、広域化しています。水産庁としては、我が国周辺水域の水産資源の適切な管理を脅かす外国漁船の違法操業を根絶するため、外国漁船による違法操業の発生状況等を勘案し、特定の水域・時期に重点的に漁業取締船等を配備し対処するとともに、我が国EEZに入漁している外国漁船に対する立入検査や外国漁船が違法に設置した漁具の押収など、効率的かつ効果的な取締りを実施しています。

(2) 水産庁による平成29年の外国漁船への年間立入検査数24件（前年86件）、拿捕件数5件（前年6件）でした。（図1及び図2参照）

拿捕件数を国別にみると、韓国は1件（前年5件）で、はえ縄漁船による無許可操業でした。中国は4件（前年1件）で、その内訳は我が国EEZ内でのさんご船による無許可操業が1件、底びき網漁船による操業日誌に漁獲量を過小記載する操業日誌不実記載が3件でした。

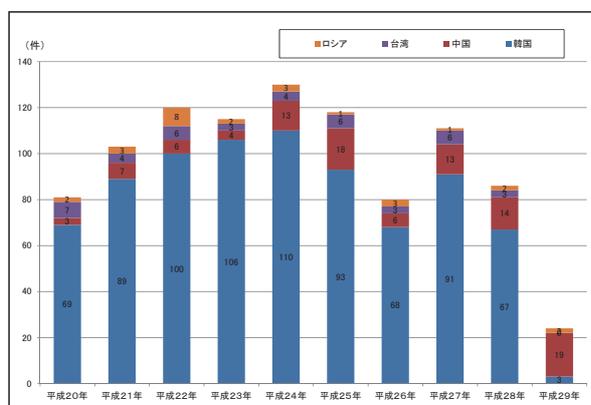


図1：水産庁による外国漁船への立入検査件数の推移

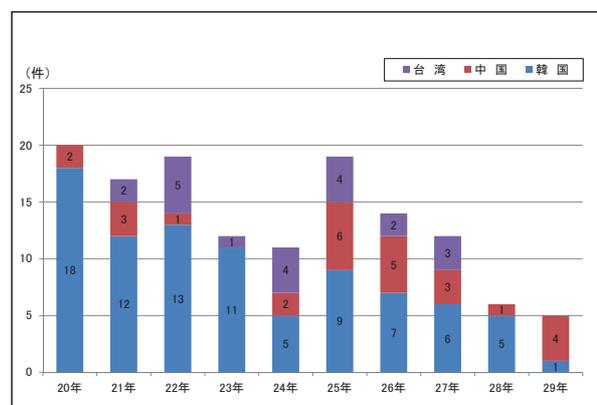


図2：水産庁による外国漁船の拿捕件数の推移

立入検査数が減少した理由は、韓国との漁業交渉がまとまっておらず、平成28年7月から、我が国EEZでの二国間協定に基づく韓国漁船の入漁がなかったことが影響しています。



三陸沖のロシア大型トロール漁船  
(右下：立入検査に向かう漁業監督官)



東シナ海で中国底びき網漁船へ立入検査に  
向かう漁業監督官

(3) 我が国EEZに違法に設置された外国漁船によるものと見られる漁具（かにかごや刺し網）の押収事件は24件（前年14件）でした。

水産庁による外国漁船の違法設置漁具の押収件数及び数量

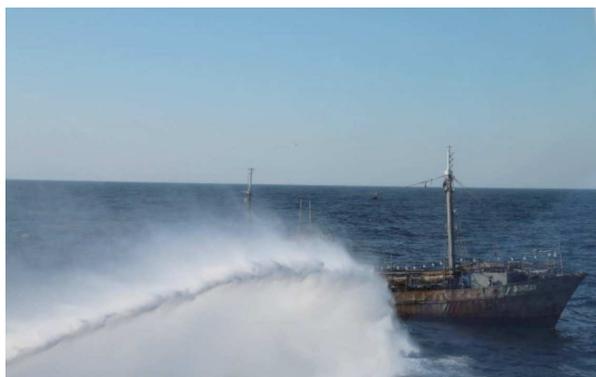
年	件数	刺し網(km)	はえ縄(km)	かご漁具(個)	漁獲物(トン)
平成20年	35	57	12	6,909	16.7
平成21年	35	44	15	8,793	23.2
平成22年	29	38	8	2,615	12.5
平成23年	28	37	4	8,258	16.3
平成24年	22	30	35	1,081	12.0
平成25年	21	4	83	1,362	2.5
平成26年	20	22	0	1,486	9.8
平成27年	21	40	2	1,783	15.8
平成28年	14	0.3	0	1,939	36.7
平成29年	24	10	42	3,022	28.6

\* 押収海域は、北海道、日本海中西部、九州、小笠原、沖縄海域



北海道沖で違法に設置された  
かにかご漁具の押収

(4) 日本海の大和堆周辺水域での北朝鮮漁船等による違法操業に対しては、我が国漁業者が安全に操業出来る状況を確認することを第一に、漁業取締船を重点的に配備し、退去警告等の厳しい対応を行っています。日本海においては、外国漁船に対して延べ5,191件（前年3,681件）、退去警告等の対応をしました。



日本海大和堆周辺水域における北朝鮮漁船に対する対応

平成29年日本海大和堆周辺水域における違法操業と対応状況



- 日本海の大和堆周辺水域は、我が国の漁業者によりかに漁業やか漁業が行われており、重要な漁場となっています。
- 同水域の周辺では、北朝鮮籍及び中国籍とみられる漁船が確認されており、一部が我が国排他的経済水域内で違法操業を行っていました。



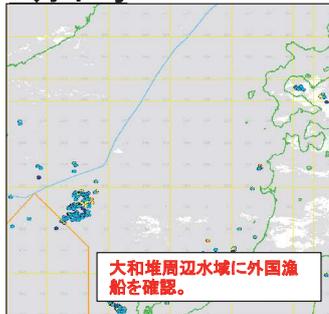
- 水産庁漁業取締船は、我が国漁業者の安全を確保するため、これらの漁船に対応してきました。
- 平成29年7月以降、海上保安庁巡視船も加わり、日本漁船が操業している海域を優先に、北朝鮮漁船等を我が国排他的経済水域から退去させるよう、退去警告及び放水措置を実施しました。
- 大和堆周辺水域で多数確認されていた北朝鮮漁船等については、7月以降の水産庁及び海上保安庁の対応により、8月中旬から9月上旬までの間は、ほとんど確認されない状況になりました。
- 9月中旬以降、再び我が国排他的経済水域外縁付近において、それまでの木造船に加えて、鋼船も確認されるようになりましたが、厳しい退去警告等により、同水域から退去させるとともに更なる侵入を防いでいます。
- 11月下旬以降、我が国排他的経済水域の外側も含め、北朝鮮漁船等はほとんど確認されていません。12月上旬には、我が国いか釣り漁船約50隻が大和堆周辺で操業していました。



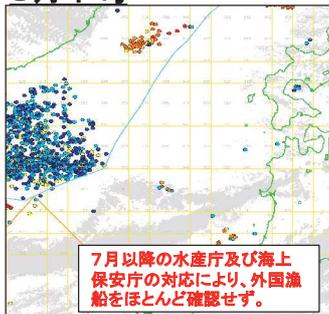
日本海大和堆周辺水域における漁船等の状況(平成29年)



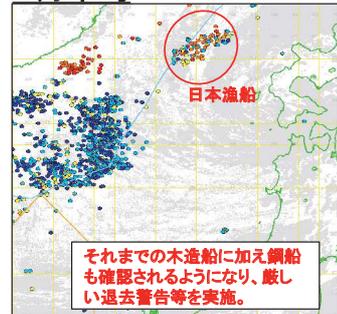
6月下旬



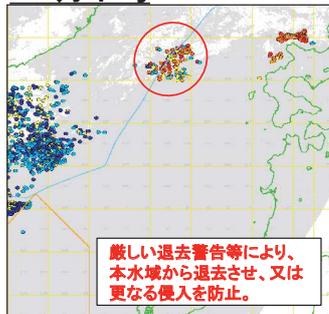
8月下旬



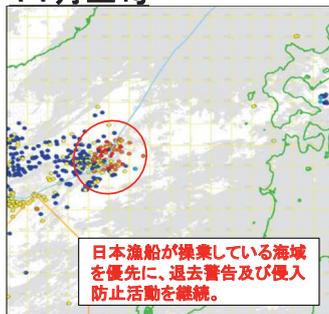
9月中旬



10月下旬



11月上旬



12月上旬



・ 図中の○(丸印)は、夜間の衛星画像から光を抽出したもので、全てが操業中の漁船ではなく、航行中の漁船や一般船舶なども含まれる。  
 ・ ○(丸印)の色は、明るさの度合いを表す。明るさ：水色<青色<黄色<橙<赤。  
 水色～青色は、北朝鮮漁船等小型漁船、黄色は、北朝鮮漁船等中型漁船、橙～赤色は、中国漁船、韓国漁船、日本漁船と推測。

光点の明るさ	漁船の種類(推測)
暗	北朝鮮等小型漁船
中	北朝鮮等中型漁船
明	中国・韓国・日本漁船

発表年月日	発表事項名	担当課
H30.1.4	「30年漁期 TAC（漁獲可能量）設定に関する意見交換会（すけとうだら）」の開催及び参加者の募集について	管理課
H30.1.4	「養殖魚需給検討会」の開催及び一般傍聴について	栽培養殖課
H30.1.10	「平成29年度 磯焼け対策全国協議会」の開催及び一般傍聴について	整備課
H30.1.12	「水産業の成長産業化を推進するための試験・研究等を効果的に実施するための国立研究開発法人 水産研究・教育機構の研究体制のあり方に関する検討会（第2回）」の開催について	研究指導課
H30.1.15	「漁業取締本部」の設置及び第1回会合の開催について	管理課
H30.1.17	谷合農林水産副大臣の国内出張について	企画課
H30.1.22	韓国はえ縄漁船の拿捕について	管理課
H30.1.23	太平洋クロマグロ小型魚の漁獲に係る全ての沿岸漁業者に対する操業自粛要請の発出について	管理課
H30.1.26	「シンポジウム「漁師と市民がつなぐ森・川・海」里海保全の最前線」並びに「平成29年度水産多面的機能発揮対策事例報告会」の開催及び参加者の募集について	計画課
H30.1.26	「太平洋クロマグロ小型魚の沿岸漁業における操業自粛に関する全国説明会」の開催について	管理課
H30.1.26	平成29年度 我が国周辺水域の水産資源評価の公表について	漁場資源課
H30.1.31	海上における高速通信の普及に向けて（中間報告） －海上ブロードバンド対応関係省庁連絡会議－	管理課
H30.1.31	「水産業の成長産業化を推進するための試験・研究等を効果的に実施するための国立研究開発法人 水産研究・教育機構の研究体制のあり方に関する検討会（第3回）」の開催について	研究指導課

## 編集後記 窓辺のカーテン

今月号は、我が国の排他的経済水域を中心に外国漁船等の取締に従事している水産庁漁業取締に関する記事を掲載いたしました。我が国周辺水域において、多くの外国漁船が操業している状況にあり、水産資源の保存管理のためには、漁業取締船による操業秩序の維持等が大切です。日夜、洋上という厳しい環境で頑張っている職員がいることも知っていただければ幸いです。

「漁政の窓」では、今後とも皆様の声を大切に満足して頂けるように取り組んで参りますので、ご理解とご協力をお願いいたしますとともに、今後ともどうぞよろしくお願いいたします。

ご意見やご質問がありましたら、以下にお願いいたします。

編集・発行 水産庁漁政部漁政課広報班

〒100-8907 東京都千代田区霞が関1-2-1 合同庁舎1号館8階  
代表 03-3502-8111（内線6505）

URL <http://www.jfa.maff.go.jp/>

水産庁施策情報誌 漁政の窓

ご意見 ご質問はこちらへ → URL <http://www.maff.go.jp/j/apply/recp/index.html>